

○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

平成五・十一・六
条 約 七

改正

平一〇・一一・六外告五〇四 平一七・六・三〇
外告五五九 平一七・七・一二外告六七八 平二六・五・一〇・外告一七二

前文

この条約の締約国は、

有害廃棄物及び他の廃棄物並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する損害の危険性を認識し、有害廃棄物及び他の廃棄物の発生の増加及び一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威の増大に留意し、これらの廃棄物によつてもたらされる危険から人の健康及び環境を保護する最も効果的な方法は、これらの廃棄物の発生を量及び有害性の面から最小限度とすることであることに留意し、諸国が、処分の場所のいかんを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の処理(国境を越える移動及び処分を含む)を人の健康及び環境の保護に適合させるために必要な措置をとるべきであることを確信し、諸国が、処分の場所のいかんを問わず、発生者が有害

廃棄物及び他の廃棄物の運搬及び処分に関する義務を環境の保護に適合する方法で履行することを確保すべきであることに留意し、

いづれの国も、自国の領域において外国の有害廃棄物及び他の廃棄物の搬入又は処分を禁止する主権的権利を有することを十分に認め、

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に開発途上国において行うことを禁止したいとの願望が増大していることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物は、環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されるべきであることを確信し、

これらの廃棄物の発生した国から他の国への国境を越える移動は、人の健康及び環境を害することのない条件並びにこの条約の規定に従う条件の下で行われる場合に限り許可されることを認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化することが、これらの廃棄物を環境上適正に処理し、及びその国境を越える移動の量を削減するための誘因となることを考慮し、

諸国が有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する適当な情報交換及び規制を行うための措置をとるべきであることを確信し、

種々の国際的及び地域的な協定が危険物の通過に関する環境の保護及び保全の問題を取り扱つてゐることに留意し、

国際連合人間環境会議の宣言(千九百七十二年ストックホルム)、国際連合環境計画(UNEP)管理理事会が千九百八十七年六月十七日の決定十四―三十により採択した有害廃棄物の環境上適正な処理のためのカイロ・ガイドライン及び原則、危険物の運搬に関する国際連合専門家委員会の勧告(千九百五十七年に作成され、その後二十年ごとに修正されている。)、国際連合及びその関連機関において採択された関連する勧告、宣言、文書及び規則並びに他の国際的及び地域的な機関において行われた活

動及び研究を考慮し、

第三十七回国際連合総会(千九百八十二年)において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自然憲章の精神、原則、目的及び機能に留意し、

諸国が、人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に

関する国際的義務の履行に責任を有し、並びに国際法に従つて責任を負うことを確認し、

この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があった場合には、条約に関する関連国際法が適用されることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処理の体制の開発及び実施を引き続き行うことの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を厳重に規制することの必要性について国際的な関心が高まつてゐること並びに可能な限りそのような移動を最小限度とすることの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える不法な取引の問題について懸念し、

有害廃棄物及び他の廃棄物を処理する開発途上国の能力に限界があることを考慮し、

現地で発生する有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理のため、カイロ・ガイドライン及び環境保護に関する技術の移転の促進に関するUNEP管理理事会の決定四十―十六の精神に従い、特に開発途上国に対する技術移転を促進することの必要性を認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物が、関連する国際条約及び国際的な勧告に従つて運搬されるべきであることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動は、これらの廃棄物の運搬及び最終的な処分が環境上適正である場合に限り許可されるべきであることを確信し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生及び処理から生ずることがある悪影響から人の健康及び環境を嚴重な規制に

よつて保護することを決意して、
次のとおり協定した。

第一条 条約の適用範囲

1 この条約の適用上、次の廃棄物であつて国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。

(a) 附属書Iに掲げるいづれかの分類に属する廃棄物（附属書IIIに掲げるいづれかの特性も有しないものを除く。）

(b) (a)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物

2 この条約の適用上、附属書IIに掲げるいづれかの分類に属する廃棄物であつて国境を越える移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とする。

3 放射能を有することにより、特に放射性物質について適用される国際文書による規制を含む他の国際的な規制の制度の対象となる廃棄物は、この条約の適用範囲から除外する。

4 船舶の通常の運航から生ずる廃棄物であつてその排出について他の国際文書の適用があるものは、この条約の適用範囲から除外する。

第二条 定義

この条約の適用上

1 「廃棄物」とは、処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体をいう。

2 「処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の収集、運搬及び処分をいい、処分場所の事後の管理を含む。

3 「国境を越える移動」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物が、その移動に少なくとも二以上の国が関係する場合において、一の国の管轄の下にある地域から、他の国の管轄の下にある地域へ若しくは他の国の管轄の下にある地域を通過して、又はいづれの国の管轄の下にもない地域へ若しくはいづれの国の管轄の下にもない地域を通過して、移動することをいう。

5 「処分」とは、附属書IVに掲げる作業をいう。
6 「承認された場所又は施設」とは、場所又は施設が存在する国の関係当局により、有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための作業を行うことが認められ又は許可されている場所又は施設をいう。

7 「権限のある当局」とは、締約国が適當と認める地理的区域内において、第六条の規定に従つて有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する通告及びこれに關係するすべての情報を受領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によって指定されたものをいう。

8 「中央連絡先」とは、第十三条及び第十六条に規定する情報を受領し及び提供する責任を有する第五条に規定する締約国の機関をいう。

9 「有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。

10 「輸出国」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の自國からの国境を越える移動が計画され又は開始されている締約国をいう。

11 「輸入国」とは、自国における処分を目的として又はいづれの国の管轄の下にもない地域における処分に先立つ積込みを目的として、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国への国境を越える移動が計画され又は行われている締約国をいう。

12 「通過国」とは、輸出国又は輸入国以外の国であつて、自国を通過する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が計画され又は行われているものをいう。

13 「関係国」とは、締約国である輸出国又は輸入国及び

14 「者」とは、自然人又は法人をいう。
15 「輸出者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を行う者であつて輸出国の管轄の下にあるものをいう。

16 「輸入者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸入を行う者であつて輸入国の管轄の下にあるものをいう。

17 「運搬者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬を行う者をいう。

18 「発生者」とは、その活動が有害廃棄物又は他の廃棄物を発生させる者をいい、その者が不明であるときは、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を保有し又は支配している者をいう。

19 「処分者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物がその者に対し運搬される者であつて当該有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を行うものをいう。

20 「政治統合又は経済統合のための機関」とは、主権国家によつて構成される機関であつて、この条約が規律する事項に關しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つてこの条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

21 「不法取引」とは、第九条に規定する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動をいう。

第三条 有害廃棄物に関する国内の定義

1 締約国は、この条約の締約国となつた日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附属書I及び附属書IIに掲げる廃棄物以外に自国の法令により有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する国境を越える移動の手続に関する要件を通報する。

2 締約国は、更に、1の規定に従つて提供した情報に關する重要な変更を事務局に通報する。

3 事務局は、1及び2の規定に従つて受領した情報を直ちにすべての締約国に通報する。

4 締約国は、3の規定に従い事務局によつて送付され

た情報を自国の輸出者に対し利用可能にする責任を有する。

第四条 一般的義務

- (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利行使する締約国は、第十三条の規定に従つてその決定を他の締約国に通報する。
- (b) 締約国は、(a)の規定に従つて通報を受けた場合に、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。
- (c) 締約国は、輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入国がこれら廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。
- 2 締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。
- (a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするることを確保する。
- (b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。
- (c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関与する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する。
- (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。
- (e) 締約国特に開発途上国である国又は国家群（経済

統合又は政治統合のための機関に加盟しているものに対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が締約国第一回会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、許可しない。

(f) 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書VAに従つて関係国に提供されることを義務付ける。

(g) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

3 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4 締約国は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び处罚するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

5 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することを許可しない。

6 締約国は、国境を越える移動の対象となるかならぬいかを問わず、南緯六十度以南の地域における処分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しない。

7 締約国は、更に、次のことを行う。

(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又

- (b) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、こん包、表示及び運搬の分野において一般的に受け入れられかつ認められている国際的規則及び基準に従つてこん包され、表示され及び運搬されこと並びに国際的に認められている関連する慣行に妥当な考慮が払われることを義務付けること。
- (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物には、国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。
- 8 締約国は、輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、締約国第一回会合において決定する。
- 9 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。
- (a) 輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合
- (b) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合
- (c) 当該国境を越える移動が締約国全体として決定する他の基準に従つて行われる場合。ただし、当該基準がこの条約の目的に合致することを条件とする。
- 10 有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。
- 11 この条約のいかなる規定も、締約国が人の健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合しかつ國際法の諸規則に従う追加的な義務を課することを妨げるものではない。

この条約のいかなる規定も、国際法に従つて確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的經濟水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機が行使することに何ら影響を及ぼすものではない。

13 締約国は、他の国特に開発途上国に対して輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。

第五条 権限のある当局及び中央連絡先の指定締約国は、この条約の実施を円滑にするため、次のことをを行う。

- 1 一又は二以上の権限のある当局及び一の中央連絡先を指定し又は設置すること。通過国の場合において通告を受領するため、一の権限のある当局を指定すること。
- 2 自国についてこの条約が効力を生じた日から三箇月以内に、中央連絡先及び権限のある当局としていずれの機関を指定したかを事務局に対し通報すること。
- 3 2の規定に従い行つた指定に関する変更をその決定の日から一箇月以内に事務局に対し通報すること。

第六条 締約国間の国境を越える移動

- 1 輸出国は、書面により、その権限のある当局の経路を通じ、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動の計画を関係国の権限のある当局に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告させる。その通告は、輸入国の受け入れ可能な言語により記載された附属書V Aに掲げる申告及び情報を含む。各関係国に対し送付する通告は、一通のみで足りる。
- 2 輸入国は、通告をした者に対し、書面により、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を回答する。輸入国の最終的な回答の写しは、締約国である関係国の権限のある当局に送付する。

(a) 輸出国は、次の事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を開始することを許可してはならない。

(b) 通告をした者が輸入国の書面による同意を得ていること。

(c) 輸出国は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出国との同一の出国税関及び輸入国との同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過国との同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係国との書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。

6 輸出国は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出国との同一の出国税関及び輸入国との同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過国との同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係国との書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。

7 関係国は、運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報(正確な量、定期的に作成する一覧表等)が提供されることを条件として、6に規定する包括的な通告を行うことにつき書面により同意することができる。

8 6及び7に規定する包括的な通告及び書面による同意は、最長十二箇月の期間における有害廃棄物又は他の廃棄物の二回以上の運搬について適用することができる。

9 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物の引渡し又は受領の際に移動書類に署名することを義務付ける。締約国は、また、処分者が、輸出者及び輸出国の権限のある当局の双方に対し、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記する処分が完了したことを相当な期間内に通報することを義務付ける。これらの通報が輸出国において受領されない場合には、輸出国の権限のある当局又は輸出者は、その旨を輸入国に通報する。

10 この条の規定により義務付けられる通告及び回答は、関係締約国のある当局又は非締約国の適當な定義され又は認められていると認めた場合は、輸出者及び輸出国に適用する。通過国によつてのみ又は輸入国及び締約国であると認めた場合は、輸入国に適用する。

と認める政府当局に送付する。

11 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越えるいかなる移動も、輸入国又は締約国である通過国が義務付けることのある保険、供託金その他の保証によつて担保する。

第七条 締約国から非締約国を通過して行われる国境を越える移動

前条1の規定は、必要な変更を加えて、締約国から非締約国を通過して行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動について適用する。

第八条 再輸入の義務

この条約の規定に従うことを条件として関係国の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が、契約の条件に従つて完了することができない場合において、輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨を通報した時から九十日以内に又は関係国が合意する他の期間内に当該有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、輸出者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。このため、輸出国及び締約国である通過国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出國への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

第九条 不法取引

1 この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。

- (a) この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行われていない移動
- (b) 関係国からこの条約の規定に従う同意が得られていない移動
- (c) 関係国が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動
- (d) 書類と重要な事項において不一致がある移動
- (e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して

有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること（例えれば、投棄すること。）となる移動

2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。

- (a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、
 - (b) この条約の規定に従つて処分されること。
- (c) この条約の規定に従つて処分されること。

3 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸入者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、当該不法取引を輸入国が知るに至った時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。このため、関係締約国は、必要に応じ、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することについて協力すること。

4 不法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することができない場合には、関係締約国又は適当なときは他の締約国は、協力して、輸出国若しくは輸入国又は適当なときは他の場所において、できる限り速やかに当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。

5 締約国は、不法取引を防止し及び処罰するため、適当な国内法令を制定する。締約国は、この条の目的を達成するため、協力する。

第十一条 国際協力

1 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。

2 締約国は、この目的のため、次のことを行う。

- (a) 要請に応じ、一国間であるか多数国間であるかを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理（有害廃棄物及び他の廃棄物の適切な処理のための技術上の基準及び実施方法の調整を含む。）を促進するため、情報を利用するようにしてこと。
- (b) 有害廃棄物の処理が人の健康及び環境に及ぼす影響を監視することについて協力すること。
- (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限り除去するため、並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を確保する一層効果的かつ効率的な方法（新たな又は改善された技術の採用が経済上、社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を含む。）を確立するため、新たな環境上適正な廃棄物低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につき、自国の法令及び政策に従つて積極的に協力すること。
- (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に関する技術及び処理方式の移転につき、自国の法令及び政策に従つて積極的に協力すること。また、締約国、特にこの分野において技術援助が必要とし及び要請する締約国との技術上の能力の開発について協力すること。
- (e) 適当な技術上の指針又は実施基準の開発について協力すること。

3 締約国は、第四条2の(a)から(d)までの規定の実施について開発途上国を援助するため、適当な協力のための手段を用いる。

4 開発途上国が必要を考慮して、公衆の意識の向上、有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理の発展並びに新たな廃棄物低減技術の採用を特に促進するため、締約国と関係国際機関との間の協力が奨励される。

第十二条 一国間の、多数国間の及び地域的な協定

第四条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又

は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めは、この条約により義務付けられるものであつてはならない。

当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理をするものであつてはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。

2 締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めであつて、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従つて行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。

第十二条 損害賠償責任に関する協議
締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償の分野において適切な規則及び手続を定める議定書ができる限り速やかに採択するため、協力する。

第十三条 情報の送付

- 1 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動又はその処分が行われている間に、他の国の人々の健康及び環境に危害を及ぼすおそれがある事故が発生した場合において、その事故を知るに至ったときはいつでも、当該他の国が速やかに通報を受けることを確保する。
- 2 締約国は、相互に、事務局を通じ、次の通報を行う。
- (a) 権限のある当局又は中央連絡先の指定の変更に関する第五条の規定による通報
- (b) 有害廃棄物の国内の定義の変更に関する第三条の

規定による通報

また、できる限り速やかに、次の事項を通報する。

(c) 自国の管轄の下にある地域における有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を目的とする輸入につき全面的又は部分的に同意しない旨の決定

(d) 有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を制限し又は禁止する旨の決定

(e) 4の規定に従つて送付の義務を負うその他の情報

3 締約国は、自国の法令に従い、事務局を通じ、第十一条の規定により設置する締約国会議に対し、各暦年の終わりまでに、次の情報を含む前暦年に関する報告を送付する。

(a) 第五条の規定に従い締約国によつて指定された権限のある当局及び中央連絡先

(b) 締約国が関係する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する次の事項を含む情報

(i) 輸出された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、目的地及び通過国並びに通告に対する回答に記載された処分の方法

(ii) 輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、発生地及び処分の方法

(iii) 予定されたとおりに行われなかつた処分

(iv) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物の量の削減を達成するための努力

(c) この条約の実施のために締約国がとつた措置に関する情報

第十五条 締約国会議

- 1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、UNEP事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。
- 2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるととき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

法に関する情報

(h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情報

(i) 締約国会議が適当と認めるその他の事項

4 特定の有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動により自国の環境が影響を受けるおそれがあると認められるいざれかの締約国が要請した場合には、締約国は、自国の法令に従い、当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。

3

締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに特にこの条約に基づく締約国の財政的な参加について定める財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

4

締約国は、その第一回会合において、この条約の規定の範囲内で海洋環境の保護及び保全に関する責任を果たす上で役立つ必要な追加的措置を検討する。

5

締約国会議は、この条約の効果的な実施について絶えず検討し及び評価し、更に、次のことを行う。

(a) 有害廃棄物及び他の廃棄物による人の健康及び環境に対する害を最小のものにとどめるための適当な政策、戦略及び措置の調整を促進すること。

(b) 必要に応じ、利用可能な科学、技術、経済及び環境に関する情報を特に考慮して、この条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

(c) この条約の実施並びに第十一條に規定する協定及び取決めの実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。

(d) 必要に応じ、議定書を検討し及び採択すること。

(e) この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。

(f) 第五條の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び権限のある当局との間の連絡を行うこと。

(g) 国内の有害廃棄物及び他の廃棄物の処分のために利用可能な締約国認められた場所及び施設に関する情報を収集し及びその情報を締約国に送付すること。

(h) 要請に応じ、締約国を援助するため、次の情報を締約国から受領し、締約国に伝達すること。

(i) 利用可能な技術援助及び訓練の提供元
利用可能な技術上及び科学上のノウハウ
助言及び専門的知識の提供元
資源の利用可能性
前記の援助は、次のような分野を対象とする。
この条約の通告制度の運用
有害廃棄物及び他の廃棄物の処理

6

国際連合及びその専門機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができ。有害廃棄物又は他の廃棄物に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない）であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。

締約国会議は、この条約の効力発生の三年後及びその後は少なくとも六年ごとに、この条約の有効性に

ついて評価を行い、並びに必要と認める場合には、最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に照らして有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の完全又は部分的な禁止措置の採用について検討を行う。

第十六条 事務局

事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条及び次条に規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第三条、第四条、第六条、第十一条及び第十三条の規定により受領した情報、前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報並びに適当な場合には関連する政府間機関及び非政府機関により提供される情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。

(c) この条約に基づく任務を遂行するために行つた活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国會議に提供すること。

(d) 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(e) 第五條の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び権限のある当局との間の連絡を行うこと。

(f) 緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。

(g) 緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。

(h) 締約国会議が決定するところに従い、この条約の目的に關係する他の任務を遂行すること。

(i) 締約国会議の第一回会合が終了するまでは、UNEPが暫定的に遂行する。

(j) 締約国会議は、第一回会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の適当な政府間機関の中から事務局を指定する。締約国会議は、また、同会合において、暫定の事務局が課された任務、特に「に規定する任務の実施状況を評価し、及びこれらの任務に適した組織を決定する。

有害廃棄物及び他の廃棄物に関する環境上適正な技術（例えば、廃棄物低減技術及び廃棄物無発生化技術）

处分能力及び処分場所の評価
緊急事態への対応
有害廃棄物及び他の廃棄物の監視

有害廃棄物の評価

第十七条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができるものとし、また、議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三分以上による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、承認、正式確認又は受諾のために送付する。

4 3に定める手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。

5 改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書は、寄託者に寄託する。3又は4の規定に従つて採択された改正は、改正を受け入れた締約国の少なくとも四分の三又は改正を受け入れた関連議定書の締約国の少なくとも三分の二の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を受け入れた締約国間で効力を生ずる。改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の

6 発効要件について別段の定めがある場合を除く。
この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第十八条 附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、

この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。

ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。

(a) この条約の追加附属書及び議定書の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、これらの附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c) これらの附属書は、寄託者による採択の通報の交付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかつたこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

この条約の附属書及び議定書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。この条約の附属書及び議定書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の作成及び改正に当たっては、特に、関連のあ

る科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十九条 検証

いずれの締約国も、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反して行動し又は行動したと信ずるに足りる理由がある場合には、その旨を事務局に通報することができまするものとし、その通報を行うときは、同時かつ速やかに、直接又は事務局を通じ、申立ての対象となつた当該他の締約国にその旨を通報する。すべての関連情報は、事務局が締約国に送付するものとする。

第二十条 紛争の解決

1 この条約又は議定書の解釈、適用又は遵守に関する事務に違反して行動し又は行動したと信ずるに足りる理由がある場合には、当該締約国は、交渉又はその選択する他の平和的手段により紛争の解決に努める。

2 関係締約国が1に規定する手段により紛争を解決することができない場合において紛争当事国が合意するときは、紛争は、国際司法裁判所に付託し又は仲裁に関する附属書VIに規定する条件に従い仲裁に付する。

もつとも、紛争を国際司法裁判所へ付託し又は仲裁に付することについて合意に達しなかつた場合においても、当該締約国は、1に規定する手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

3 国及び政治統合又は経済統合のための機関は、この条約の批准、受諾、承認若しくは正式確認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、同一の義務を受諾する締約国との関係において紛争の解決のための次の一いずれかの手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言することができる。

(a) 國際司法裁判所への紛争の付託
(b) 附屬書VIに規定する手続に従う仲裁

その宣言は、事務局に対し書面によつて通告するものとし、事務局は、これを締約国に送付する。

第二十一条 署名

この条約は、千九百八十九年三月二十二日にバーゼルにおいて、千九百八十九年三月二十三日から同年六月三十日まではベルンにあるスイス連邦外務省において、及び千九百八十九年七月一日から千九百九十年三月二十二日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、国、国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び政治統合又は経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十二条 指定の言語で正式の文書にて万国条約共、国及び國際連合ナミジニア理事會にて。

第二十二条 批准 受諾 正式確認又は承認
この条約は、国及び国際連合ナミビア理事会により
代表されるナミビアによって批准され、受諾され又は
承認されなければならず、また、政治統合又は経済統
合のための機関によつて正式確認され又は承認されな
ければならない。批准書、受諾書、正式確認書又は承
認書は、寄託者に寄託する。

第二十五条

政治統合又は経済統合のための機関は 第二十二条
3 の規定及び前条2の規定により宣言されたその権限
の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の
締約国であるその構成国の数と同数の票を投する権利
を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権
を行使する場合には、投票権を行使してはならない。
その逆の場合も、同様とする。

返は、寄託者が脱退の日又はそれよりも遅く指定されている日によること

する。国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者と

第二十九条 正文

この条約のアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の原本は、ひとしく正文とする。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

附屬書II 規制する廃棄物の分類

廃棄の経路

第二十三条 加入

この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア並びに政治統合又は経済統合のための機関に

第二十六條 留保及び宣言

Y4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から
生ずる廃棄物

よる加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

3 前条 2 の規定は、この条約に加入する政治統合又は
経済統合のための機関についても適用する。

2 1 の機関は、この条約の規律する事項に関する当該
機関の権限の範囲をこの条約への加入書において宣言
する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な
変更を寄託者に通報する。

2 適用除外を設けることもできない
1の規定は、この条約の署名、出

しくは正式確認又はこれへの加入の際に、国及び政治統合又は経済統合のための機関が、特に当該国又は当該機関の法令をこの条約に調和させることを目的として、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、宣言又は声明を行うことを排除しない。ただし、このような宣言又は声明は、当該国に対するこの条約の適用に

第二十七条 脱退

1 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後一年を経

2による脱退の通告を行うことにより、この
退することができる。

第二十八条 寄託者

する。

第二十九条 正文

ユーラ語及ビスマイ語

口ジテ語及てノヘン語の眞本はひとしく立つてゐる。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの
条約に署名した。

附屬書II 規制する廃棄物の分類

廃棄の経路

Y 2 医薬品の製造及び

Y3
Y4 廃医薬品
駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から
生ずる廃棄物

| | | |
|------|--|---|
| Y 5 | 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 | セレン、セレン化合物 |
| Y 6 | 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 | カドミウム、カドミウム化合物 |
| Y 7 | 熱処理及び焼成作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物 | アンチモン、アンチモン化合物 |
| Y 8 | 当初に意図した使用に適しない廃鉱油 | テルル、テルル化合物 |
| Y 9 | 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物 | 水銀、水銀化合物 |
| Y 10 | ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフエニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品 | タリウム、タリウム化合物 |
| Y 11 | 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタル状の残滓 | 鉛、鉛化合物 |
| Y 12 | インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 | ふつ化カルシウムを除く無機ふつ素化合物 |
| Y 13 | 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 | 塩基性溶液又は固体状の塩基 |
| Y 14 | 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていらない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの | 無機シアン化合物 |
| Y 15 | この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物 | 酸性溶液又は固体状の酸 |
| Y 16 | 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物 | 有機りん化合物 |
| Y 17 | 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物 | 塩綿（粉じん及び繊維状のもの） |
| Y 18 | 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓 | 有機シアン化合物 |
| Y 19 | 次に掲げる成分を含有する廃棄物 | ハロゲン化された有機溶剤 |
| Y 20 | 金属カルボニルベリリウム、ベリリウム化合物 | ポリ塩化ジベンゾーフラン類 |
| Y 21 | 六価クロム化合物 | ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類 |
| Y 22 | 銅化合物 | この附属書（例えば、Y 39 及び Y 41 から Y 44 までに掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物 |
| Y 23 | 砒素、砒素化合物 | (a) この条約の適用を容易にするため、並びに(b)、(c) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|--------------|-------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|--------------------|----------------|--------------------|
| Y 45 | Y 44 | Y 43 | Y 42 | Y 41 | Y 40 | Y 39 | Y 38 | Y 37 | Y 36 | Y 35 | Y 34 | Y 33 | Y 32 | Y 31 | Y 30 | Y 29 | Y 28 | Y 27 | Y 26 | Y 25 |
| (b) | ハロゲン化された有機溶剤 | ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤 | ハロゲン化ジベンゾーハラジオキシン類 | ハロゲン化ジベンゾーフラン類 | ハロゲン化ジベンゾーパラジオキシン類 | ハロゲン化ジベンゾーパラジオキシン類 | ハロゲン化ジベンゾーフラン類 | ハロゲン化ジベンゾーハラジオキシン類 |

(c) 附屬書VIIIに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条1(a)の規定に従い有害でないことを証明するために附屬書IIIを利用することを排除しない。

において、当該廃棄物が附屬書IIIの特性を示す程度

| 区分(注) | 分類記号 | 国際連合分類 | 1 | 3 |
|---------|------|---|--|--|
| Y 47 | Y 46 | 家庭から収集される廃棄物 | H 1 | H 3 |
| 有害な特性の表 | 特 性 | 爆発性 爆発性の物質又は廃棄物 は、固体又は液体と物質又は廃棄物（又はこれらの混合物）であつて、化学反応によりそれが周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものをいう | 引火性の液体 引火性の液体引火性の液体 とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。）であつて、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験において摂氏六十五・六度以 | 引火性の液体 引火性の液体引火性の液体 とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。）であつて、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験において摂氏六十五・六度以 |

(d) 附屬書VIII及び附屬書IXは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条1(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

附屬書II 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

附屬書III 家庭から収集される廃棄物

附屬書IV 廃棄物の焼却から生ずる残滓

| | | | |
|---|---|--|--|
| 4 ・ 3 | 4 ・ 2 | 4 ・ 1 | |
| H 4 ・ 3 | H 4 ・ 2 | H 4 ・ 1 | |
| 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物 | 自然発火しやすい物質又は廃棄物 運搬中における通常の条件下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱する物質又は廃棄物 | 可燃性の固体 可燃性の固体固体又は固体廃棄物(爆発性に分類されるものを除く。)であって、運搬中に起ることのある条件の下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助けるもの | 下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう(開放容器試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあります)。また、同一の試験による個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許容するところである。 |

| | | | | | |
|---|---|----------------------------------|-----------------------------|---|--|
| 9 | 8 | 6 ・ 2 | 6 ・ 1 | 5 ・ 2 | 5 ・ 1 |
| H 10 | H 8 | H 6 ・ 2 | H 6 ・ 1 | H 5 ・ 2 | H 5 ・ 1 |
| 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物 | 腐食性 腐食性作用により、生体組織に接觸した場合に重大な傷害組織を生じ又は漏出した場合に著他の有害な作用も引き起こす | 病毒をうつしやすい物質 又は疑われる生きた微生物又は廃棄物 | 毒性(急性) 人や健康を害しやすい物質又は廃棄物 | 有機過酸化物 二価の-0-0構造を含む有機物質又は廃棄物は、安行熱を伴う自己加熱的分解不を発生する。 | 酸化性 それ自体には必ずしも燃焼させ又は他の燃焼物を助燃発生することに一般的に酸素を及ぼすことのある物質又は廃棄物 |

| | | | | |
|---------|--|--------------|--------------|---|
| 注 試験 | この分類区分は、危険物の運搬に関する国際連合勧告(千九百八十八年にニューヨークの国際連合において採択された文書ST-SG-AC-101改定第五版)に規定する有害な特性の分類制度に応するものである。 ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす人又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関して開発されてきたものである。附属書Iに掲げる物がこの附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の国が、これらの物について適用することができる国内的な試験を開発して | 9 H 13 | 9 H 12 | 9 H 11 |
| | | | | 毒性(遅発性又は慢性) 吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすことのある物質又は廃棄物 |

きた。

附属書IV 処分作業

- A 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用の可能性に結びつかない作業
このA表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業であつて実際に行われるすべてのものを含む。
- D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
- D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
- D 6 海洋を除く水域への放出
- D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）
- D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
- D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）
- D 10 陸上における焼却
- D 11 海洋における焼却
- D 12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）
- D 13 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ調合

又は混合

搬者又はその委託を受けた者（注1）

包

D 14 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つこん

権限のある当局（注2）

D 15 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であつて、このB表に掲げる作業が行われなかつた場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。

D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）

D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）

D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）

D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）

D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てる事。）

D 6 海洋を除く水域への放出

D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）

D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）

D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）

D 10 陸上における焼却

D 11 海洋における焼却

D 12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）

D 13 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ調合

搬者又はその委託を受けた者（注1）

権限のある当局（注2）

D 14 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 15 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 16 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 17 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 18 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 19 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 20 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 21 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 22 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 23 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 24 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 25 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 26 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 27 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 28 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 29 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 30 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 31 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 32 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 33 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

D 34 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

権限のある当局（注2）

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用
又は代替的利用に結びつく作業

権限のある当局（注2）

| | |
|--------|---|
| 注 2 | 所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号 |
| 注 3 | 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。 |
| 注 4 | 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報 |
| 注 5 | 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危険性の観点から最も有害な諸成分の性質及び濃度 |
| 注 6 | 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合には、総量の見積り及び個別の運搬量の見積りの双方を明記することが必要となる。 |
| 注 7 | 有害性を評価し及び予定されている処分作業の妥当性を判定するために必要な場合に限る。 |
| 附屬書V B | 移動書類に記載する情報 |
| 1 | 廃棄物の輸出者(注1) |
| 2 | 廃棄物の発生者及び発生の場所(注1) |
| 3 | 廃棄物の運搬者(注1)又はその委託を受けた者 |
| 4 | 廃棄物の運搬手段(道路、鉄道、内水航路、海路及び空路)並びに輸出国、通過国及び輸入国並びに指定されている場合には入国及び出国の地点 |
| 5 | 廃棄物の概要(性状、危険物の運搬に関する国際連合勧告に規定する正規の品名、国際連合分類区分及び国際連合番号並びに該当するY番号及びH番号) |
| 6 | 事故の場合の緊急の措置を含む取扱いのための特別の要件に関する情報 |
| 10 | 「こん包の形態及び数 |

| | |
|-------|---|
| 12 | 重量及び体積 |
| 13 | 情報が正確である旨の発生者又は輸出者による申告 |
| 14 | 締約国であるいずれの関係国の権限のある当局からも異議がないことを示す発生者又は輸出者による申告による証明並びに処分の方法及び処分の予定日の指定 |
| 15 | 移動書類に必要な情報は、可能な場合には、運搬規則に基づく必要な情報とともに一の書類に統合する。これが可能でない場合には、移動書類に必要な情報は、運搬規則に基づく必要な情報と重複するよりはこれを補完するものとなるようにする。移動書類には、いずれの者が情報を提供し及び書式に記入するかについての指示を明記する。 |
| 注 1 | 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号 |
| 附屬書VI | 仲裁 |
| 第一条 | 仲裁手続は、この条約第一十条に規定する合意に別段の定めがない限り、この附屬書の次条から第十条までの規定に従つて行われる。 |
| 第二条 | 申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第二十条の2又は3の規定に従つて紛争を仲裁に付することに合意した旨を事務局に通告する。通告には、特に、その決定を行う。 |
| 第五条 | 1 仲裁裁判所は、国際法及びこの条約の規定に従い、その決定を行う。 2 この附屬書の規定に基づき構成される仲裁裁判所は、その手続規則を定める。 |
| 第六条 | 1 手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。 2 仲裁裁判所は、事実を確定するため、すべての適当な措置をとることができる。仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠な保全のための暫定措置を勧告することができる。 |

| | |
|-----|--|
| 1 | 国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において議長となる。 |
| 2 | 仲裁裁判所は、事実を確定するため、すべての適当な措置をとることができる。仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠な保全のための暫定措置を勧告することができる。 |
| 第三条 | 仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事 |

3 紛争当事国は、仲裁手続の効果的な実施に必要なすべての便宜を提供する。

4 一の紛争当事国の欠席は、仲裁手続を妨げるものではない。

第七条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聽取し及び決定することができる。

第八条

仲裁裁判所が仲裁に付された紛争の特別の事情により別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む)は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対しても最終的な費用の明細書を提出する。

第九条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき当該仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十条

1 仲裁裁判所は、設置の日より五箇月以内にその仲裁判断を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

2 仲裁裁判所の仲裁判断には、理由が付されなければならぬ。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、紛争当事国を拘束する。

3 仲裁判断の解釈又は履行に関し紛争当事国間で生ずるいかなる紛争も、いずれかの紛争当事国が、当該仲裁判断を行つた仲裁裁判所に付託することができるものとし、また、当該仲裁裁判所に付託することができる場合には、最初のものと同様の方法によりこのため構成する別の仲裁裁判所に付託することができる。

附属書VIII

A表

この附属書に掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定に従い有害な特性を有する。この附属書に掲げる廃棄物への指定は、当該廃棄物が有害でないことを証明するためには、附屬書IIIを利用することを排除しない。

A 1

金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

A 1〇一〇

次のいずれかの金属の廃棄物及び当該金

属の合金から成る廃棄物（B表に特に掲げるもの）を除く。）

アンチモン

砒素

ベリリウム

カドミウム

鉛

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 1〇二〇

次のいずれかを成分又は汚染物質として

含む廃棄物（塊状の金属のものを除く。）

アンチモン、アンチモン化合物

ベリリウム、ベリリウム化合物

カドミウム、カドミウム化合物

鉛、鉛化合物

セレン、セレン化合物

テルル、テルル化合物

砒素、砒素化合物

水銀、水銀化合物

タリウム、タリウム化合物

含む廃棄物

A 1〇三〇

次のいずれかを成分又は汚染物質として

含む廃棄物

A 一一一〇

銅の電解精練及び電解採取工程から生ずる

汚泥

水銀

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一二〇

銅の電解精練及び電解採取工程における

濃度で鉛及びカドミウムを含むもの

残滓で、附屬書IIIの特性を示すのに十分な

度で鉛及びカドミウムを含むもの

アントニン

ベリリウム

カドミウム

鉛

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一九〇

絶縁銅線の焼却から生ずる灰

水銀

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一〇〇

銅精錬所のガス処理設備から生ずる粉じん及び

残滓で鉛及びカドミウムを含むもの

水銀

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一一〇

銅の電解精練及び電解採取工程から生ずる

汚泥

水銀

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一六〇

鉛蓄電池の廃棄物（破碎されているかないかを問わない。）

水銀

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一七〇

分別されていない電池の廃棄物（B表に

掲げる電池のみの混合物を除く。）及びB表に掲げられていない電池の廃棄物で、有害なものとされる程度に附屬書Iの成分を含むもの

水銀

セレン

テルル

タリウム

水銀

A 一一八〇

電気部品及び電子部品の廃棄物又はその

くず（注2）でA表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他

の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附屬書IIIに掲げ

六価クロム化合物

A 一〇五〇

めつき汚泥

A 一〇六〇

金属の酸洗いから生ずる廃液

A 一〇七〇

亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓し並びにジヤロサイト、赤鉄鉱等の粉じん及び

る特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されるもの（B表の関連項目B一一〇参照）
(注3)

A一一九〇 附属書IIIの特性を示す程度に、コールタール、P C B、鉛、カドミウムその他の有机ハロゲン化合物又は附属書Iのその他の成分を含み又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され又は絶縁されたケーブル廃棄物

注1 B表の対象項目（B一一六〇）は、例外を明記していない。

注2 この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まれない。

注3 P C Bについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

A2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

A一二〇一〇 隕極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず

A一二〇二〇 液状又は泥状の無機ふつ素化合物の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A一二〇三〇 触媒の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A一二〇四〇 化学工業の工程から生ずる石膏こうの廃棄物（附属書IIIの有害な特性を示す程度に附属書Iの成分を含む場合に限る。）（B表の関連項目B二〇八〇参照）

A一二〇五〇 石綿の廃棄物（粉じん及び纖維状のもの）

A一二〇六〇 石炭火力発電所の飛灰で附属書IIIの特性を示すのに十分な濃度で附属書Iの物質を含むもの（B表の関連項目B一二〇五〇参照）

A3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

A三〇一〇 石油コークス及びビチユーメンの製造及び処理から生ずる廃棄物

A三〇二〇 当初に意図した使用に適しない廃鉱油から成り又はこれに汚染されている廃棄物

A三〇四〇 热交換用媒体として使用された液体の廃棄物

A三〇五〇 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇二〇参照）

A三〇六〇 ニトロセルロースの廃棄物

A三〇七〇 液状又は泥状のフェノールの廃棄物又はフェノール化合物の廃棄物（クロロフェノールを含む。）

A三〇八〇 エーテルの廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A三〇九〇 革の粉じん、灰、汚泥及び粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一〇〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないものの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一一〇 獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一一〇参照）

A三一二〇 寸断から生ずる軽量片（けば）

A三一三〇 有機りん化合物の廃棄物

A三一四〇 ハロゲン化されていらない有機溶剤の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A三一五〇 ハロゲン化された有機溶剤の廃棄物

A三一六〇 有機溶剤の回収作業から生ずる非水溶性

A三〇一〇 石油コークス及びビチユーメンの製造及び処理から生ずる廃棄物

A三〇二〇 鉛アンチノック剤の汚泥を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A三〇四〇 热交換用媒体として使用された液体の廃棄物

A三〇五〇 ポリ塩化ビフェニル（P C T）、ポリ塩化テルフェニル（P C N）又はポリ臭化ビフェニル（P B B）若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品で、濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの（注）

A三一八〇 ポリ塩化ビフェニル（P C B）、ポリ塩化テルフェニル（P C T）、ポリ塩化ナフタレン（P C N）又はポリ臭化ビフェニル（P B B）若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品で、濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの（注）

A三一九〇 有機物の精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓し（アスファルトセメントを除く。）

A三二〇〇 道路の建設及び維持から生ずるタールを含む瀝青物（アスファルト廃棄物）（B表の関連項目B二二三〇参照）

注 一キログラムにつき五十ミリグラムの濃度は、すべての廃棄物に対し国際的に実際的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特定の廃棄物につき、より低い規制濃度（例えば、一キログラムにつき二十ミリグラム）が設けられている。

A4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物

A四〇一〇 医薬品の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四〇二〇 医療及びその関連廃棄物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療又は類似の行為から生ずる廃棄物及び病院その他の施設において患者の検査若しくは治療又は研究事業の

間に発生した廃棄物をいう。)

A四〇三〇 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（規格外の、使用期限を過ぎた（注1）又は当初に意図した使用に適しない駆除剤及び除草剤のものを含む。）

A四〇四〇 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（注2）

A四〇五〇 次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

無機シアン化合物（貴金属を含有する固形状の残滓で無機シアン化合物を微量に含むものを除く。）

A四〇六〇 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物

A四〇七〇 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇一〇参照）

A四〇八〇 爆発性の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四〇九〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物（B表の対応項目に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B二二二〇参照）

A四一〇〇 産業排ガス浄化のための公害防止装置から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四一一〇 次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

ポリ塩化ジベンゾフラン類
ポリ塩化ジベンゾジオキシン類
過酸化物を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A四一二〇

A四一三〇 包装材又は容器の廃棄物で、附属書IIIの有害な特性を示すのに十分な濃度で附属書Iの物質を含むもの

A四一四〇 附属書Iの分類に対応し及び附属書IIIの有害な特性を示す化学物質で、規格外の又は使用期限を過ぎた（注1）ものから成り又はこれを含む廃棄物

A四一五〇 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質で、人の健康又は環境に及ぼす影響が未知のもの

A四一六〇 B表に掲げられていない使用済みの活性炭（B表の関連項目B二〇六〇参照）
注1 「使用期限を過ぎた」とは、製造業者が推奨する期間内に使用されなかつたことをいう。
注2 この項目は、木材保存用薬剤で処理された木材を含まない。

附屬書IX

B表

この附属書に掲げる廃棄物は、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの物を含む場合を除くほか、この条約第一条1(a)に規定する廃棄物に該当しない。

B1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

B一〇一〇 金属及び合金の廃棄物で、金属状の及び飛散性を有しない形状のもの

貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）

（）

鉄鋼のくず
銅のくず

ニッケルのくず
アルミニウムのくず

亜鉛のくず
タンクステンのくず

モリブデンのくず
タンタルのくず
マグネシウムのくず
コバルトのくず
ビスマスのくず
チタンのくず

ジルコニアムのくず
マンガンのくず
ゲルマニウムのくず
バナジウムのくず
ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びガリウムのくず

トリウムのくず
希土類金属のくず
クロムのくず
アンチモンのくず
ベリリウムのくず
カドミウムのくず
鉛のくず（鉛蓄電池を除く。）
セレンのくず
テルルのくず

次の一清浄な及び汚染されていない金属（合金を含む。）のくずで、最終形状が塊状のもの（薄板、板、梁材、棒等）

アンチモンのくず
ベリリウムのくず
カドミウムのくず
鉛のくず（鉛蓄電池を除く。）
セレンのくず
テルルのくず

残滓を含む耐火性の金属

B一〇三〇 モリブデン、タンクステン、チタン、タンタル、ニオブ及びレニウムの金属及び合金の廃棄物で、金属飛散性を有する形状のもの（金属の粉末）。（A表項目A一〇五〇めつき汚泥に該当する廃棄物を除く。）

B一〇四〇 発電用の部品のくずで、有害なものとされる程度に潤滑油、P C B又はP C Tで汚染されていないもの

B一〇五〇 非鉄金属混合物の重量片のくず（附属書IIIの特性を示すのに十分な濃度で附属書I

B
一〇六〇 金属状のセレンの廃棄物及びテルルの廃棄物（粉末を含む。）

の物を含むものを除く。）（注1）

B
一〇七〇 飛散性を有する形状の銅又は銅合金（附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含むものを除く。）

飛散性を有する形状の銅又は銅合金（附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含むものを除く。）

B
一〇八〇 亜鉛の灰及び残滓（飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、附属書IIIの特性を示す濃度で附属書Iの成分を含むもの又はH4・3の有害な特性を示すものを除く。）（注2）

亜鉛の灰及び残滓（飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、附属書IIIの特性を示す濃度で附属書Iの成分を含むもの又はH4・3の有害な特性を示すものを除く。）

B
一〇九〇 規格に適合する電池（鉛、カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。）の廃棄物

規格に適合する電池（鉛、カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。）の廃棄物

B
一一〇〇 金属の溶解、精鍊及び精製から生ずる金属を含有する廃棄物

金属の溶解、精鍊及び精製から生ずる金属を含有する廃棄物

B
一一一〇 亜鉛を含むドロス

亜鉛を含むドロス

B
一一二〇 厚板の亜鉛めつきに伴い上部に生ずるドロス（含有率が九十パーセントを超えるもの）

厚板の亜鉛めつきに伴い下部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）

B
一一三〇 亜鉛のダイカストドロス（亜鉛の含有率が八十五パーセントを超えるもの）

厚板の溶融亜鉛めつき（連続工程でないものに伴い生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十一パーセントを超えるもの）

亜鉛のスキミング

アルミニウムのスキミング（又はスキム）（ソルトスラグを除く。）

銅の処理又は精鍊を更に行うための処理

工程から生ずるスラグ（附属書IIIの有害な特性を示す程度に砒素、鉛又はカド

ミウムを含むものを除く。）

銅の精鍊に用いる耐火性の内張り（るっぽを含む。）の廃棄物

貴金属の精鍊を行つたための処理工

程から生ずるスラグ

タントルを含有するすずのスラグで、すずの含有率が〇・五パーセント未満の

貴金属の精鍊を行つたための処理工

程から生ずるスラグ

電気部品及び電子部品

金属又は合金のみから成る電子部品

電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）

で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、

水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書IIIに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書

Iの成分（例えは、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染さ

れていないもの又は附属書IIIに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの（A表の関連項目A一一八〇参照）

直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的とした

い電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成部品及び電線を含む。）

金属ケーブル廃棄物（A表A一一九〇に含まれるもの、附属書IV Aの作業が予定されているもの及びいずれかの段階において野焼き等規制されていない熱処理を伴う処分作業を除く。）

A表に掲げる触媒（使用済み触媒、液体の使用済み触媒その他の触媒）の廃棄物を除く遷移金属

スカンジウム
チタン
バナジウム
クロム
マンガン
鉄
コバルト
ニッケル

B
一一二〇 次のいずれかを含む使用済み触媒（触媒として利用される液体を除く。）

として利用される液体を除く。）

B
一一三〇 貴金属を含有する浄化された使用済み触媒

の生産から生ずる残滓（ガスの浄化、沈殿又は濾ろ過工程に使用された物を除く。）
B二二一〇 ボーキサイトの残滓（「赤泥」）（水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたもの）

B二二二〇

酸性又は塩基性の溶液の廃棄物で、水素イオン濃度指数が二を超える十一・五未満のもののうち腐食性その他の有害性を有しないもの（A表の関連項目A四〇九〇参照）

B二二三〇

道路の建設及び維持から生ずるタールを含まない瀝青物（アスファルト廃棄物）（A表の関連項目A三二〇〇参照）

B三 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

B三〇一〇 固形状状のプラスチックの廃棄物

次のプラスチック又はプラスチックの混合物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従つて調整されたものハロゲン化されていない重合体及び共重合体のくずで、次のものを含むがこれらに限定されない。（注）

エチレン
スチレン

ポリプロピレン
ポリエチレンテレフタレート

アクリロニトリル
ブタジエン

ポリブチレンテレフタレート
ポリカーボネート
ポリエーテル
ポリフェニレン硫化物
アクリル重合体

アルカンC10—C13（可塑剤）

ポリウレタン（CFCsを含むもの
を除く。）
ポリシロキサン
ポリメタクリル酸メチル
ポリビニアルコール
ポリビニルブチラール

ポリビニルアセテート
尿素ホルムアルデヒド樹脂
フェノールホルムアルデヒド樹脂
メラミンホルムアルデヒド樹脂
エポキシ樹脂
アルキド樹脂
ポリアミド

次のいずれかのふつ化重合体の廃棄物
(注2)

パーエフルオロエチレン—プロピレン
(FEP)
パーエフルオロアルコキシアルカン
テトラフルオロエチレン—パーエフルオロビニルエーテル(PFA)
テトラフルオロエチレン—パーエフルオロメチルビニルエーテル(MF)

B三〇二〇

紙、板紙及び紙製品の廃棄物

次の物で、有害廃棄物と混合されていないもの
紙又は板紙の廃棄物及びくずで、次のさらしてない紙又は板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの
その他の紙又は板紙（主としてざらした化学バルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）の

もの
主として機械バルプから製造した紙又は板紙（例えば新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）のもの
その他のもの（①積層した板紙②分別されていないくずを含むが、これらに限定されない。）

B三〇三〇

織維の廃棄物

次の物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従つて調整されたもの

絹の廃棄物（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した織維を含む。）

カーボンのいすれもしてないもの

その他のもの
羊毛、織獸毛又は粗獸毛の廃棄物（糸くずを含むものとし、反毛した織維を除く。）

羊毛又は織獸毛のノイル
羊毛又は織獸毛のその他のもの
粗獸毛のもの

綿の廃棄物（糸くず及び反毛した織維を含む。）

反毛した織維
その他のもの
亞麻のトウ及び廃棄物
大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した織維を含む。）
ジユートその他の紡織用韌じん皮織維（亞麻、大麻及びラミニーを除く。）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した織維を含む。）
サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛

した繊維を含む。)

ココヤシのトウ、ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

アバカ(マニラ麻又はムサ・テクヌティリス)のトウ、ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含む。)

ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を含むものとし、他に該当するものを除く。)

人造繊維の廃棄物(ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。)で、次のもの

合成繊維のもの

人造繊維のもの

中古の衣類その他の繊維製品

使用されたぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)

分別したもの

その他もの

B三〇三五 床を覆う繊維の廃棄物、カーペット

ゴムの廃棄物

他の廃棄物と混合されていないもので、次の物

硬質ゴム(例えば、エボナイト)の廃棄物又はくず

その他のゴムの廃棄物(他に該当するものを除く。)

B三〇五〇 处理されていないコルク又は木材の廃棄物

その他のゴムの廃棄物(他に該当するものを除く。)

B三〇六〇 木くず(丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。)

コルクくず及び破碎し、粒にし又は粉碎したコルク

B三〇六〇 農業食品産業から生ずる廃棄物で、病毒をうつしやすいものでないもの

ぶどう酒かす

飼料用に供する種類の乾燥し又は殺菌した植物の廃棄物、残滓し及び副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他に該当するものを除く。)

デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理から生ずる残滓し骨及びホーンコア(加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠こうしたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。)のもの

魚のもの

カカオ豆の殻、皮その他のものの農業食品工業から生ずるその他のもの

(人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。)

カカオ豆の殻、皮その他のものの農業食品工業から生ずるその他のもの

(人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。)

B三〇六五 動物性又は植物性の食用油脂及び油の廃棄物(揚げ油等)で、附属書Ⅲの特性を示さないもの

B三〇七〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三〇八〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三〇九〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇一〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇二〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇三〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇四〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇五〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇六〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇七〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇八〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇九〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇一〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇二〇 次の廃棄物
人髪のもの

B三一〇一〇 (A表の関連項目A三〇九〇参照)
B三一〇二〇 獣皮の廃棄物(六価クロム化合物、駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものとし、他に該当するものを除く。)(A表の関連項目A三一〇一〇参照)

剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものを除く。)

B三一〇三〇 過酸化物を生成しない重合体エーテルの廃棄物及び有害でない単量体エーテルの廃棄物

B三一〇四〇 空気タイヤの廃棄物(附属書IV Aの作業が予定されるものを除く。)

B三一〇五〇 空気タイヤの廃棄物(附属書IV Aの作業が予定されるものを除く。)

B三一〇六〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇七〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇八〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇九〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇一〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇二〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇三〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇四〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇五〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇六〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇七〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇八〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇九〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇一〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇二〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇三〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇四〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇五〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇六〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇七〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇八〇 食品着色料から成る廃棄物

B三一〇九〇 食品着色料から成る廃棄物

注2 消費者によって捨てられた廃棄物は、この項目から除く。

廃棄物は、混合してはならない。

野外で行う焼却の方法から生ずる問題を考慮する。

B4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物

B四〇一〇 主として水をもととする塗料、ラテックスの塗料、インキ及び硬化ワニスから成る廃棄物(有害なものとされる程度に有機溶剂、重金属又は駆除剤を含むものを除く。)

(A表の関連項目A四〇七〇参照)

B四〇二〇 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の廃棄物(有害なものとされる程度に有機溶剤、重金属又は駆除剤を含む廃棄物で、A表に掲げられていないもの又は附属書IIIの特性を示す程度に溶剤その他の汚染物質を含まないもの(例えば、水をもととするもの又はカゼインでん粉、デキストリン、セルロースエーテル若しくはポリビニルアルコールをもととする膠こう着剤(A表の関連項目A三〇五〇参照))

B四〇三〇 使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの